

## 平成26年度 第3回文京区地域福祉推進協議会 障害者部会

日時 平成26年7月8日（木）午前10時から正午まで

場所 文京シビックセンター24階区議会第1委員会室

### <会議次第>

1 開会

2 議題

(1) 次期障害者計画の重点課題と方向性について

【資料第1号】

(2) 計画の体系（案）について

【資料第2号】

3 その他

次回日程の確認

### 《参考資料》

障害福祉計画策定における国の基本指針の改正について

【参考資料】

【別紙1～2】

### <地域福祉推進協議会障害者部会委員（名簿順）>

#### 出席者

高山 直樹 部会長、安東 治家 委員、柴崎 清恵 委員、  
佐藤 澄子 委員、安達 勇二 委員、佐久間 光江 委員、  
天野 亨 委員、山口 恵子 委員、伊藤 明子 委員、江澤 嘉男 委員、  
古市 理代 委員、秋田谷 徳子 委員、清野 亜美 委員

#### 欠席者

猿渡 達明 委員、溝畑 雄二 委員、齋田 宗一 委員、望月 和美 委員

### <幹事>

#### 出席者

須藤障害福祉課長、福澤福祉センター所長、新名保育課長、  
伊津野保健衛生部参事予防対策課長事務取扱、宇民教育センター所長

#### 欠席者

北島教育指導課長

### <傍聴者>

6名

**障害福祉課長**：皆様、おはようございます。第3回の障害者部会を始めます。

それでは、高山先生、よろしくお願ひいたします。

**高山部会長**：おはようございます。今日もよろしくお願ひいたします。

3回目となりますけれども、議題の大切なところは、計画の特に体系というか、柱のところを議論していただくということになるかと思ひます。今日は幾つか資料がありますので、また皆様の貴重なご意見をお寄せいただき、この柱立てをしっかりとつくっていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

今日の予定をお願ひいたします。

**障害福祉課長**：まず、委員の出欠状況の確認ですけれども、猿渡委員、溝畑委員、そして、望月委員がご欠席とご連絡いただいております。また、幹事は北島課長が欠席ですが、宇民所長は少しおくれて出席となっております。

次に、席上配付資料を確認させていただきます。本日、追加資料といたしまして一つが、基幹相談支援センターの役割のイメージという横になった図のもの。それから、児童発達支援センターと事業についてという席上配付資料2。そして、カラー刷りの障害者歯科診療等のご案内がございます。資料はおそろいでしょうか。

本日の予定ですが、次第をご覧ください。本日は、今、先生がおっしゃいましたように、議題の2番、次期障害者計画の重点課題の方向性、これは、前回ご議論いただいたものについて確認となります。そして、計画の体系（案）について、この部分を時間をとってご議論いただければと思っております。

説明は以上です。

**高山部会長**：ありがとうございます。

資料は大丈夫でしょうか。

私は、この障害者部会の部会長をさせていただいておりますが、この地域福祉推進協議会の部会の中に副部会長の規定はないのですけれども、私に何かあったときにそれを代行していただく形を私はつくりたいと思ひまして、ご提案をさせていただきたいと思ひます。江澤委員にお願いできればと思ひますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

**江澤副部会長**：ただいまご指名をいただきました、文京槐の会の江澤と申します。万一にということですので、恐らく役割を果たすことはないというふうに思っておりますが、また引き続き、よりよい計画ができるように、一委員として務めさせていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**高山部会長**：お願ひします。

議題に入る前に、第2回の部会での委員の方の意見がありましたので、それについて回答したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

**障害福祉課長**：それでは、前回かなりご活発にいただきました中で、次回に回答をということで、3点ございます。

1点が、猿渡委員から、一般就労をされた方で就労継続支援B型に戻ってきた人数はというご質問がございました。確認したところ、就労支援センターに登録されているという前提ではございますけれども、平成19年から25年度、この期間で合計9人の方、内訳

としましては、知的の方が6名、精神の方3名が継続B型に戻られたということです。昨年度だけにつきましては、お一人が戻っているということでございます。

2点目、古市委員から、発達健康診査の実績148人、これは、後ほど確認したところ、146人ということで、資料を訂正いたします。146人のうち療育につながった人数はということですが、この中で、福祉センターに紹介となった方が11名、それから、医療機関に紹介ということで精密検査等ということになった方が8名となっております。残りの方々につきましては、1回で相談終了の方もいらっしゃるれば、経過観察となった方もいるということでございました。

3番目、江澤委員からのご質問で、心のバリアフリーハンドブックの活用はなぜ全学年ではないのかということです。こちらは、総合的学習の時間内で活用ということで、今、福祉の学習というものが小学校4年生で設定されているということで、4年生が多いということですが、中には5年生で行っているところもあるということです。あとは、その学校でのご判断ということになっているようです。できるだけ活用を区としてお願いしているところですが、学校の判断になるかなというところですが、ただ、校長会からは、そのハンドブックの中身がとてもよいというお話をいただいているというところがございます。

前回のご報告は以上です。

**高山部会長：**ありがとうございます。

何かご質問等があればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

**佐藤委員：**今、ハンドブックの話が出ましたけども、やはり、学校の判断だけではなくて、積極的に働きかけをしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

**障害福祉課長：**学校へ教材として活用してほしいという依頼は、かなりあちこちで多くあるようです。実は、私の前任が高齢福祉課でしたので、認知症のサポーターの講座ですとかそういったこともかなりいろいろご説明したのですが、実際、採用していただけない、お話を伺いますと、環境問題にしる、いろんな消費者問題にしる、ぜひ扱ってほしいということがあって、そこが学校の中での判断になってしまうということでした。ただ、一方で、学校もそうですし、いろんなところでの活用、例えば、イベントの中で配布するとか、お子さんの教育教材だけではなくという形の活用の仕方は、もうちょっと検討の余地があるという感じがしております。学校については、引き続き依頼は続けてまいります、最終的には学校の判断ということは仕組み的には仕方がないと思っておりますが、応対していきたいと思っております。

**高山部会長：**よろしいですか。

**柴崎委員：**そのことで、もうちょっと踏み込んでいただいて、区報と同じように、ご予算の問題もあるとは思いますが、全件配布していただいたほうが、子どもだけではなく、大人のほうもかなり知らない方もいらっしゃるの、そこまで踏み込んでいただけたらありがたいなと思うのですが。

**障害福祉課長：**確かに、なるべく頻繁に目にし、読むという環境をできるだけつくっていくことも大事だと思いますので、どういった形がとれるか。全校配布か、あるいは、区報になるべく何かの形で載せていくか、その方法はもう少し細やかにできるように検討したいと思います。

**高山部会長**：これは部会から意見が出たということで、この上位のいわゆる文京区地域福祉推進協議会というものがありますから、ここに私は部会長として行っていますので、また、委員の方もおられますので、そこで提案をしていくとか、意見を出していくということで、大きなところからという。そこは教育のところも入っていますよね、委員の方で。そこで意見を言っていくということも必要かと思っておりますので、そういう形でも取り上げたいと思っています。

ほかにはいかがでしょうか。

**山口委員**：質問なんですけど、このハンドブックというのは何部ぐらいつくったのでしょうか。図書館とかに置いてあると聞くのですが、そのことが周知されていなくて、皆さんにお見せすると、知らなかったということがあるので、せめて区報にこういうものを置きましたということで表紙のところだけを載せるとか、もう少し周知の方法を考えていただきたいと思います。

**障害福祉課長**：大体1回3,000部程度、学校を中心に配布という形になります。どういう形でなるべく目につき、知っているという形にするか。皆様のアイデアをいただければと思うところです。

**佐藤委員**：ちょっと話が違いますけれども、8月31日ですか、防災訓練があるときに、障害者を知ってほしいというブースをつくりたい。その中で、やはりこういうものを展示して、皆様に見ていただくというふうなことをしたいなというふうに考えておりますので、そのご協力をよろしくお願いいたします。

**高山部会長**：ほかにはいかがでしょうか。

発言は名前をおしゃてからお願いします。

心のバリアフリーというのは非常に広い、深いものでありますので、このハンドブックの活用の仕方というのは考えなきゃいけないと思います。この計画においても、後で、体系のところ、心のバリアフリーということで啓発活動であるとか、いろんな重層的にこれをやっていかなきゃいけないということになりますので、そこでも議論していただきたいと思います。ただ、ハンドブックの活用に関しては、引き続きいろいろ提案をしていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、議題に入ります。

一つ目、次期の障害者計画の重点課題と方向性ということで、これも前回の確認ということになります。説明をよろしくお願ひいたします。

**障害福祉課長**：資料第1号をご覧ください。これは前回議論していただいたもので、その議論を踏まえて変更しております。

まず、1ページ目の重点課題の部分ですが、これは表現的な部分で、重点課題の6点の中の2番目、相談支援の充実と権利擁護の推進という形になります。これは表現上ですが、前回は相談支援と権利擁護の充実となっております。その権利擁護の充実という言い方よりも、権利擁護の推進かなという言葉上の整理となっております。

次に、3ページ目の(2)相談支援の充実と権利擁護の推進。こちらの課題の一番下、意思決定支援の質の向上というふうに新しく入れております。こちらは、前回、江澤委員から、意思決定の配慮等のご意見をいただいております。施設関係者だけではなく、全

体というところの表現なのですが、意思決定についての支援のテーマとして、この1項を設けているところがございます。

それから、方向性ですけれども、3点目、4点目。成年後見制度の普及啓発と権利擁護の促進、これは、前回1本になっていたところを2本で分けているところです。

続きまして、子どもの育ちと家庭の安心への支援。ここは、古市委員から、障害のあるなしにかかわらず、ともに地域で育つ環境づくりと、そういった概念が要るのではないかということで、皆さんのご賛同もあり、これを方向性の中、一番下ですけれども、中項目としてという形で入れております。これを課題と対応させたいというところで考えたところなのですが、方向性のこの言葉に対応する課題がちょっとうまく言葉としてできず、そのまま課題にも同じ言葉で載っております。課題の4番目のところに、障害のあるなしにかかわらず、ともに地域で育つ環境づくり、これと方向性は同じ言葉ですが、課題はこういうふうに言ったらいいんじゃないかということがあれば、またご意見をいただければと思っております。

それから、課題の一番下、保育士、教員等の資質の向上。この部分は大事なテーマであろうということで、課題の中に入れてさせていただいております。それから、方向性の一番目です。相談支援の充実と、下線部分、関係機関の連携、この部分を入れてございます。方向性については、今ご説明した点が前回との大きな違いとなっているところがございます。

説明は以上です。

**高山部会長：**皆さんのご意見を反映させた形の文言になっています。ご確認いただいて、またご意見、ご質問があればと思います。いかがでしょうか。

**古市委員：**連絡協議会の古市です。

4番の子どもの育ちと家庭の安心への支援というところで、前回提案させていただきました項目を入れていただきまして、ありがとうございます。

方向性の一番下の障害のあるなしにかかわらずという項目が課題にも同じ文言で載っているということで、例えば、提案なんですけれども、課題としては、やはり、子ども・子育て支援の一般施策の項目と整合性を持たせるというところで、今見ておきますと、4番の子どもの育ちと家庭の安心への支援というところで、この後にある計画の体系でしょうか。計画体系案についても見てみますと、子どもの育ちと家庭の安心への支援という項目の中にない項目があるんです。子ども子育ての支援の事業の中には、例えば、一時預かり事業ですとか病児保育とか、そういったことが入っているんですけれども、この障害者部会のほうでは入っていないというところで、実際問題、こういうことが整合性を持ってやるのであれば、障害のあるなしにかかわらず同じような、ベースは子ども・子育ての施策の中にあって、しかしながら、障害のあるお子さんはさらに丁寧な、もっと個々に応じたニーズに応じた支援が必要というところの専門分野を福祉の部分で補うという形に持っていくという考えでやると、個々の事業の整合性を持っていただきたいなと思っております。いかがでしょうか。

**障害福祉課長：**今のご質問は、障害のあるなしにかかわらずというテーマに関して、病児保育ですとか、一時預かり的なものとの関係。

**古市委員：**そうですね。あるなしにかかわらずという方向性であるのであれば、子ど

も・子育て支援と同じものを障害者のこの施策の中にも持ってくるというところで、そうしないと、子ども・子育てのほうの事業の計画を立てて、もちろん、そちらの中にも障害のあるお子さんが組み込まれてはいますけれども、事業のニーズ量とか評価において、どれだけ障害のあるお子さんがそこの中に入っているかというのは、子ども・子育てのほうでは特に抽出して反映しないと思うんですね。

しかしながら、障害者部会のほうで同じものを持ってくれば、特に支援の必要なお子さんがどれだけ一時預かりを希望しているかとか、病児保育を利用したいとか、病児保育を利用したとか、そういう事業の中での評価が出てくると思いますし、ニーズ量の算定も細かく出てくると思いますので、そのあたりを、今はざっくり、短期保護という形で事業名がありますけれども、これは3歳から後期高齢者まで全てが含まれています。事業計画とかを見ましても、年代別のニーズ量というのがよくわからないですよ。そのところをもっと細かく、年代別にニーズ量を持っていただいて、どれくらいの方がそれを利用して、さらに、不足しているところはどこなのかという評価を年代別にやっていただきたいなと思っております。そうしないと、子どもも高齢者も全部一緒の事業になっているような感じがして、やっぱり、子ども・子育てのところは子どものほうの整合性をもって事業計画をしていただけたほうがいいんじゃないかなと思っております。

**障害福祉課長：**ご提案のことを実現しますと、例えば小項目の中にそういった項目を追加し、それぞれが数値目標として、障害のお子さんが使っているかどうかということも数値に入れていくということかと思えます。ただ、私が言う立場ではないかもしれませんが、事業の中で、障害のあるなしの把握がちょっと単純に難しいのかなという気もするのですが、要するに、ニーズ量をどう把握するかという手法について、きちんとそこを把握した上でどう対応していくのかを意識することが大事なことかと思えます。そういった形がどう実現できるか、ちょっとまだ検討と思えます。

**高山部会長：**そうですね。その体系のほうにも入っていますので。これはいいですか。この課題と方向性が一緒になっているということに関してはどうですか。私は別に違和感はないような気もしますが、よろしいですか。

基本的には、この重点課題と方向性が、今、古市委員がおっしゃられたように、連動していかないといけないということになると思えますけれども、とりあえず、この重点課題と方向性についてはこれでいくということでご承認いただいてよろしいでしょうか。具体的には、次の体系のところでも今のような議論をしたいと思えますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、この重点課題、それから方向性は承認されたということで、これでいきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、今日のメインのところになりますが、計画の体系（案）について、まず説明をお願いいたします。

**障害福祉課長：**資料第2号をご覧ください。

今回、この部分、薄くも見えるけれど中身はとてつというところで、新しいところにつきましては備考欄のほうに「新」と書いてあります。これは、前回に比べて新しく出てきた項目であるということです。ただ、消えてしまっている部分については、前回の計画と見比べながらという形でご覧いただければと思います。ちなみに、今日

は前回の計画をお持ちでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、資料第2号の次期障害者計画体系（案）についてご説明いたします。

1番目の地域での自立生活に向けた支援、中項目は先ほどの方向性に対応した同じ形になっておりますが、新しく入りましたのが17、18、19の項目です。

17番目は日中活動系サービス施設の整備ということで、これは、今、交流館跡地にグループホーム、あるいは、就労継続支援B型の施設等を開設する予定で、日中ですので就労継続のほうですね。そちらのところの整備を行っていくということが具体的な内容になってまいります。また、当然、既に来年度開設を予定しておりますは〜と・ピアⅡ、あるいは、グループホームは陽だまりの郷、ちなみに、槐の会で小石川4丁目で開設されます施設の名前が決まりました。これは江澤施設長からのご説明のほうがいいかもしれませんが、伺っておりますのは、日中活動系、生活介護の施設ということで、今のは〜と・ピアの2カ所目ということで、Ⅱというふうに伺っております。17番目に入りますのは、生活介護の部分が入ってくるということ。それから、今の文京総合福祉センターの中の武蔵野会さんが開設する施設はリアン文京という名前になります。こちらでも日中活動のための就労継続支援B型が開設されるとなっております。そういったものが17番目。

そして、18番目の地域生活安定化支援事業については伊津野課長より。

**保健衛生部参事予防対策課長事務取扱：**この事業につきましては、精神障害者の病状悪化を未然に防ぐために通院同行ですとか自宅訪問をして、服薬の見守りとかを行う事業であります。現在、あせび会、エナジーハウス、東京カリタスの家の3カ所で実施している事業であります。

**障害福祉課長：**続きまして、19番目の地域生活支援拠点の整備に向けた検討。これは、今回、国のほうから示されている基本指針というのがあります。その中に入っているものでして、できるだけ在宅で、たとえいろんな支援がいてもというものがこの地域生活支援拠点の概念ですけれども、そこについての検討というものです。

2番目の事業者への支援・指導の部分ですが、これは、新しく29年には指導、監査の権限が区におりてくるという方向があるということがございますので、それについての準備プラス実施ということを想定しているものでございます。

3番目の生活の場の確保の中項目の中で、4番、居住支援の推進というものがございます。これは、これまでの計画の中ではかなり細かく出してきたものがございますが、これをまとめたものという意味合いがあるのと同時に、今回、住宅課が福祉部にやってきたということもありまして、高齢者の住宅、そして、障害者の住宅、あと、低所得の方の住宅も含めて住宅的なものの施策をまとめて整備し、推進したいというようなことがございます。そういったことも含めて居住支援の推進という形で表現したものでございます。

続きまして、4番目の地域生活への移行。ここの部分では、3番目に精神障害者の地域定着支援体制の強化というものが入ります。

一個一個説明だとかなり長くなってしまいますので、大きな部分だけ、そういったところで指針がございます。

2ページ目をご覧ください。これは2番と3番がくっついておりますが、大項目の2と3

がこのページに入っております。

2の相談支援の充実と権利擁護の推進。ここについては、7番目に基幹相談支援センターの運営。これは少々大きなテーマですので、本日、席上資料の配付をさせていただきました。

席上の資料の1番をご覧ください。これが基幹相談支援センターの役割イメージです。こちらの機能としまして、大きく四つありますということ把握していただければと思います。

機能としましては、楕円形の上にあります総合相談・専門相談、ここは当然三障害に対応するというものになります。時計回りで見ますと、次に地域移行・地域定着の支援。それから、下に行きまして、地域の相談支援体制の強化の取組。これは専門的な指導、助言ができるということ。それから、相談機関との連携強化。そういったことを取り組んでいくという拠点になります。そして、左の権利擁護・虐待防止。これは、市町村の虐待防止センターとの連携という、ここは今回連携となりますけれども、成年後見制度等の利用支援、そういったものがこの機能になるということになります。

文京区におきましては、この基本の機能プラスアルファで、今、検討しているところですが、こういったものを来年度開設する予定ということで、ここに書かせていただいております。このページにつきましては、大項目3番目の障害者が当たり前に働ける就労支援というところで、2番目の職場定着支援の推進の中に余暇支援を強調させていただきました。そして、3番目の福祉施設等での就労支援。この5番目は優先調達を出させていただきます。2ページについては以上です。

次に、3ページになります。大項目、子どもの育ちと家庭の安心への支援。このところも新規として、中項目3-2と3-3。これは、新しく基本指針で星印がついておりますけれども、基本指針によって進行管理が必要ですという対象項目になっております。2-6、障害者の相談支援事業、次、3-1の児童発達支援、この新しく星がついている部分は、今回から進行管理を国のから指定されているものになります。

それから、先ほど話題になりました5番目の障害のあるなしに関わらず、地域で過ごし育つ環境づくりというところについての項目を新しくつくっております。新しい項目として5番から8番まで、こちらを入れております。先ほどの一時預かり等も入れるかどうか、またご意見をいただければと思います。

そして、最後のページ、ひとにやさしいまちづくりの推進。前回も出ておりましたけれども、前回の計画と比べて中項目を少々増やしております。ここは整理させていただきます。バリアフリーという概念で三つ説明させていただいており、一つはまちのバリアフリーの推進、心のバリアフリーの推進、そして、情報のバリアフリーの推進、この形で三つに大きくバリアフリーを整理し、それぞれに小項目を膨らませたという形になっております。

それから、防災・安全対策については、災害ボランティア体制の整備等増やしてきているという形で、それぞれの項目について増えているものがあるというところですが、ここに載せることではないかという。例えば5番目のところ、障害者会館の運営など、そういったものを除いたものもあるということになっております。

追加のご説明で、予防対策課から一つ説明を。

**保健衛生部参事予防対策課長事務取扱：** 予防対策課長、伊津野です。

1番の地域での自立生活に向けた支援のところで、その中の6番の4です。相談・訪問指導という項目がありますが、前計画では精神の相談・訪問指導という形になっておりました。今回は難病も入ってくるということで、一度頭を外したのですが、ちょっとわかりにくいので、精神保健・難病相談という形に変えたいというふうに考えております。

**障害福祉課長：** 4番の子どもの育ちと家庭の、大項目の中に一つ抜けている項目がありますので、福澤所長からご説明申し上げます。

**福祉センター所長：** 福祉センター所長の福澤です。

今日席上配付の資料として配付いたしました資料2というものをご覧いただきたいと思っております。児童発達支援センターと事業についてという資料でございます。

平成27年の4月に新教育センターが開設するに当たって、現在の福祉センターの児童発達支援の事業については、そちらの新教育センターのほうへ移って実施する予定でございますが、その際に、現在の児童発達支援の事業所としてではなく、児童発達支援センターへ移行しようというふうに考えてございます。そういった意味で、児童発達支援センターという小項目をこの4番の子どもの育ちと家庭の安心への支援という中に、今は入ってございませんが、入れたほうがいいのかなどというところで、またご意見をいただければというふうに思っております。

児童発達支援センターというのは、この資料に書いてございますように、児童福祉法に基づく児童福祉施設というものでございます。今までの児童発達支援とどう違うのかというのは、センターと事業の違いというところでこの資料に書いてございますが、センター、事業、どちらも、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うというところは一緒でございます。ただ、センターのほうは、施設の有する専門機能を生かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設というような位置づけがでございます。つまり、今までの児童発達支援プラス地域支援という機能を備えた施設という位置づけでございます。新教育センターのほうでは、こういった役割を担うべく、児童発達支援事業から児童発達支援センターへと移行するというような考えでおります。

この児童発達支援センターについて、ここに小項目ということで入れたいというふうに思っているところなんです、入れる場所としては、地域の療育支援施設として中核的な役割として、その他の事業所などへの支援、連携というような大きな役割がございまして、4-2の相談支援の充実と関係機関の連携の充実というようにところに項目として入れたいなというふうに考えているところでございます。

**高山部会長：** ありがとうございます。

新しく小項目のところに追加されたというもののところがありますけれども、共通しているのは、やはり、地域の中で暮らすという方向性だと思います。ですから、そういう意味ではそういうものが打ち出されてきているということだと思います。

そうしましたら、1のところの地域での自立生活に向けた支援のところから順番に議論していきたいと思っております。1のところ、何かございますでしょうか。

なければ、非常に重要なところだと思いますが、3の居住支援の推進というところで、住宅政策というのは今まで基本的には福祉と分離していたんですね。それが大きな問題

だったんですけども、これが入ってきたというのは極めて重要なことになろうかと思いますが、この説明を、どういう形で入ってきたのかということ。具体的にどういう部署になっているのかを教えてくださいとお願いいたします。

**障害福祉課長：**今回、これまで都市計画部にありました住宅課というところが、福祉部の福祉政策課の中に入っているということになります。これまで住宅のほうは、どちらかといいますと、くじ引きで当たるといいますか、シルバーピアとかは抽選によるという形でご提供してきたというところがあります。そういった形がどれだけ必要かということと、それから、今住宅を必要としていらっしゃる方はどういうニーズでそういったことの付加サービスがあるのかということもありますので、そういったところ、特に高齢の方に向けてのものが多いのですが、そこについては新しく検討したいというところ。あわせて、低所得の方、そして、場合によっては母子の方もいるのかもしれない。

そういった住宅に関係する方々について、ばらばらではなく、もう少し統一的に必要なニーズをきちんと把握して再構築したいということで。ただ、まだ少し抽象的な表現になってしまいますのは、これからということになりますので、いずれにしても、そういった視点でやりたいという方向性をここで示すということになります。ですので、これまでかなり細かくは出ていたんですが、そこは、継続して膨らますというよりは、再度見直しをかけるようなイメージもあり、こういう1項目に集約しているということになります。

**高山部会長：**ありがとうございます。

関連でも結構です。委員の方、いかがでしょうか。

**佐藤委員：**佐藤です。

居住支援の推進ですけども、障害者もしっかり対象にはなるのでしょうか、知的障害者などは。

**高山部会長：**その意味でここに入れていると思いますけれども、具体的に、今、言われたように、高齢者施策のほうが中心なことは確かだと思います。これをどういうふう。これからですよ、そういう意味では。ただ、精神障害の方、あるいは、知的障害のある方のグループホーム等が足りないのは決定的ですので、いろんな可能性がこのところにあると思います。だから、どういうふう打ち出していくかということがあると思います。

ほかにはいかがでしょうか。

**柴崎委員：**民生委員の柴崎です。

この居住支援の推進ですけども、今までも私が使ったのは高齢者の方ですが、住宅課では斡旋はしていただけていませんよね、たしか。それで、自分で見つけてきたものに関していろいろな支援をいただいていたような気がするんですが、今回の場合も、高齢者、障害者、低所得者に関して斡旋という形はとっていただけないのでしょうか。

**障害福祉課長：**細かいところはわかっていないかもしれませんが、基本、ご紹介はしているはずなんです。ただし、登録住宅、こういった条件であればという登録自身がなかなかなかったりとか、住宅がニーズに合っていなかったりとかというミスマッチがどうしても起きているということがあったようです。

幹旋というのは、今の障害のほうでいきますと、1年以上居住していて住宅に困っている障害者世帯の方に宅建協会さん、文京支部さんとの協力をもとにということで、幹旋は行ってはいるけれども、なかなか実数としては上がっていないというのが実態です。ただ、ご自分で見つけてきてというのは、例えば、今まで住んでいらっしやるところの立ち退き等にあつてという場合に補助金が、補助金といいますか、住宅補助が出たり、そういったことももう一個別の事業であるんですね。そのことかと思えます。あつせんは一応ありますが、なかなか数がないということになります。

**高山部会長：**よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

1のところでは17、18、19のところ、ここが「新」ということになっています。それから、2のところでは事業者への指導・監査がおりにてくるということになるわけですね。これはどこがやるんですか、指導・監査は。

**障害福祉課長：**それは今の組織ではないのですが、課としては障害福祉課になるのだろうと思えます。

**高山部会長：**事業所の方、どうですか。

**江澤副部会長：**槐の会の江澤です。

この指導・監査については、今現在、法人の監査が区のほうにおりにていますので、区と事業所との監査と別々という形で、非常に事業所としては対応がしにくいです。ですから、この辺は一貫性をもって区側におりにてくることに対しては、事業所としてはすごく歓迎かなというふうに思っていますけれども、実際に、居宅関係等々のサービス提供事業者の実態が区におりにてくることによって明らかになるという可能性が大きくなっていくのかなんというふうには思っていますので、期待を持って進めていただければと思っています。

**高山部会長：**ほかには何か。

**古市委員：**連絡協議会の古市です。

住宅以外でもよろしいですか。

この中項目1の小項目13、短期保護なんですけれども、ハートフルプランの障害者計画の40ページに計画が載っているんですね、事業名、短期保護というところで。ここも、24年度、25年度、26年度、実績が上がっているんですけれども、これはやっぱり、先ほど申し上げたように、就学前3歳から高齢期まで利用されているというところで、これは次回へのお願いなんですけれども、各年代ごとの利用者というのは恐らく数字に上がっていらっしやるんじゃないかなと思いますので、それをぜひデータとしていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**障害福祉課長：**確認してみますが、ご趣旨のほうは、利用者層がどういった年代なのかということの。一つはお子さんの利用も多いんじゃないかということが明らかになるんじゃないかということでしょうか。可能であればということで確認いたします。

**古市委員：**あと、1点。その下の移動支援もそうですね。私もよく使わせていただいているんですけれども、やはり、就学前から高齢者まで一くくりになって利用者が載っていますので、これも同じく年代別にいただけるとありがたいなと思います。

**高山部会長：**そうですね。この表になっているのは、対象ライフステージというのがございますよね。就学前、就学後、卒業期、就職期、高齢期、このところですか。ここ

のところの人数の把握みたいなものが、ほかも全部ありますよねということになっちゃいますけれども、そういう意味では、ライフステージごとに把握をしていくことは大切なことだと思うわけです。ですから、この辺をできる限り把握をしておく必要があるかなと思いますので。そのことによって、ライフステージですから、年をとってくるわけですから、計画というのは立てられますよねということになるわけです。重点的などころはどうなっても見えてきますので。そういう意味ではそこは必要かもしれませんね。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

**山口委員：**知的障害者の明日を創る会の山口です。

私もやっぱり、短期保護と移動支援のところ、成人のほうから、緊急のときに使いたいのに使えないとか、学齢期のお子さんが長期休暇のときに使うとか、そういうことが多くて、やっぱり、通学のとくに足りなくてそういうものを使うという場合もあって、成人の人が使いたい目的と学齢期の方が使いたい目的が違うので、その量の把握をきちんとして、ちゃんと十分に供給していただきたいと思います。

**高山部会長：**そのとおりですね。調査結果がありますね。私もちょっと今は全部把握していないですけども。去年やった量的調査のところと、このいわゆる年代別のところと、それから、ニーズですね。これをどういうふうに捉えていくかということが数値目標になると思いますので、そこだと思いますね。ありがとうございました。

そういう宿題みたいなものやっていると、次の部会のとくに生きてくると思いますので、今日は、その前にこの体系でいいかどうかという話なんですけど、この1のところはいかがでしょうか。精神障害の定着支援のところ等々もありますけど、安達委員、何かございますか。

**安達委員：**あせび会支援センターの安達です。どの部分ですか。

**高山部会長：**4-3が支援になっていますよね。精神障害者の地域定着支援体制の強化。

**安達委員：**そうですね。多分、支援体制の強化にしても、1-1の18とかですね。地域生活安定化支援事業とか。精神障害者の支援をしている人間であれば、もともと自分たちの中での重点課題ではあるかなということと、自分たちがやっていたことでもあるので、今回、実は、項目を見て、そういえば入っていなかったなというのがやっとな気がついたぐらいで、そんなふうに見ておりましたけども。なので、やっている事業がちゃんとここに入っていないことに気がつかなかったのは非常にまずかったなと思いがら見ておりました。

**高山部会長：**特に、精神病院の、いわゆる社会的入院のところを生活施設化していこうという動きがありますよね。これは大きな反対運動もあるわけでありまして、その辺をどのように考えるかですよね。いかがですか。

**安達委員：**あれはすごい話ですよね。入院している状態と、地域で自分の意志で生活するというのは全く違うことなんですけども、その選択の余地をまた失わせるというような、そういう状況なので、どうかと思うんですけども。単なる数字合わせですね。結果的には何としてでも地域に移行させたいというあたりで、地域移行のほういろいろ国の施策で進めているけども、なかなか進んでいかないというジレンマもあるんだろうなと思いますけども、完全な数字合わせだろうなというふうに思っています。

すけども。

ただ、どれだけ病院を経営する方々がちゃんと地域に精神障害者の人を送り出して、地域生活を支援していくということを協力していくかということも非常に大きな問題なんだろうなと思いました。国の会議の結果を見ていると、大体この推進で賛成というふうにやっている方は、やっぱり病院関係者の方が圧倒的に多いものですから、地域の精神障害者の支援をしている方々は、やっぱりこれはおかしいということで反対ということをはっきり表明しておりますけども、その声はまだかなり少ない状況だなというふうに感じました。

**高山部会長：**そこはちょっと懸念してしまして、4の地域生活への移行のところの2と3ですよね。ここに抵触しますよね。どういう計画を立てていくかというのは極めて連動していきますよね。そこはちょっと懸念しているところですけども、情報を集めてと思っています。ただ、体系としてはこれは必要なところでもありますので、これによろしいんじゃないかなというようには思っていますけれども。

ほかにはいかがでしょうか。

あとは、6の難病の医療費助成が新しく入ってきました。その上の5-4の難病リハビリ教室ということも、難病の方々に焦点を当てたという形で新しく入ってきました。幾つかの項目において、ライフステージごとの数字を出していただくという意見が出ましたけれども、そのことを踏まえて数字ということになると思います。それは次回以降になると思いますが、1の地域での自立生活に向けた支援の中項目、小項目、これによろしいでしょうか。

**江澤副部会長：**槐の会の江澤です。

個に応じた日常生活の支援の19、地域生活支援拠点の整備なんですけど、これは、参考資料で配られている国の保護基本指針というところで、第4期の主な内容の中で、29年の一つの義務というふうに書かれているんですけども、今、基幹相談等もそうなんですけど、なかなか整備にあたって混乱を来しているというのが実情だというふうに思うんですね。これは確かに国の義務化なんですけども、この辺が整理し切れるのかどうかという懸念があるんですけども、いかがでしょうか。

**障害福祉課長：**今の地域生活支援拠点ですが、今お話がありましたので、参考資料をご覧いただければと思います。

参考資料、そして、別紙1と2がついておりますが、参考資料のところの障害福祉計画策定における国の基本指針、これは、厚生労働省が障害福祉計画を策定するに当たってそれぞれ示してくるものです。今回、2をご覧いただきますと、第4期計画に係る基本指針の主な内容ということで4点挙げられております。

1点目は、今の福祉施設の入所者の地域生活への移行。今の論点だった、2番目の入院中の精神障害者の地域生活への移行。今ご指摘のほうは3番目です。地域生活支援拠点。こういった形で、内容ですけれども、障害者の地域生活を支援する機能、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等の集約等を行う拠点等について、平成29年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備するというものです。29年度末と申しますと、この計画期間内に入りますので、検討となるのですが、ただ、国や都にも確認しましても、何かイメージがはっきりし

ていないんです。ただ、機能としては、施設だったり入院だったりではなく、自宅で、地域で、できるだけ安心して暮らせる機能というふうに理解できるのかと思っております。やり方は何でも区のほうで考えてくださいみたいなことを言われたりして。

ですので、例えば、今、安心サポート事業で緊急時に連絡をいただく。そして、もしもの場合は短期保護であったりとかという形で対応するような仕組みがございませけれども、例えば、そういったものがきちんとしたニーズ量に対応するようにするとか、そういったことをイメージしたほうがいいのではないかと。多分、これは、区割りのほうでも出ている地域の安心できる地域づくりがありますけれども、そこにおいては、医療との関係があったりだとか、臨時で行ける仕組みだったりとか、来ていただける仕組みだったり移動の仕組みだったりがあると思うんですが、そういったことで想定するのは、一つは1番のリスク、自宅にいるときのリスクをどうカバーできるのか、波があるところをどう受けとめられるのか、そういったことの仕組みというふうに捉えたいと思っています。これはまだこれから先、国、都がいろんな情報を提供してくる可能性もありますので、情報を取りながら考えたいと思っています。

**高山部会長：**これは、基幹相談支援センターとの関係性もあると思いますけれども、イメージとしては、横浜市は18個、19区ありますよね。区ごとに1個、地域活動ホームというのをつくっているんですね。まさにこれなんです。ショートを中心として、そこは相談支援事業所も一応ありますけれども、そういうここに書いてある相談、それから、体験の機会、デイサービスもありまして、地域活動ホームが全区にあります。ここが拠点になっていて、そこが自立支援協議会を持っていたりするんですね。主催したりしているということがあったりして。区と連動しながらやっているというところは横浜市にあります。ただ、区によって相当格差が今はいろいろ、質のことが出ておりますので、問題もありますけれども、そういうイメージはありますので、もし情報がありましたらと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

**古市委員：**連絡協議会の古市です。

今のところ勉強不足で、漠然としてとしかわからないんですけれども、何となくイメージとして、家族に負担がかかってくるというか、同居の方に負担がかかってくるというようなことはないのでしょうか。

**高山部会長：**この今の江澤委員のこのところですか。

**古市委員：**そうですね。この地域生活への移行というところで、自宅でというところを今おっしゃっていたと思うんですけれども。

**高山部会長：**①のところとかということですね。

**古市委員：**そうですね。③もそうなんですけれども。

**障害福祉課長：**どちらかというところと反対ですよ。例えば、おひとり暮らしであったとしても、あるいは、重度の障害をお持ちの家族の方がいたとしても、もしもの場合に、例えば、そのご家族がご移住されたりとかいろんな事情があったとして、いろんな事情の中でとにかく在宅を守れる仕組みということですので、かえってご家族の負担がということは全然イメージしていない仕組みです。

**高山部会長：**ほかにはよろしいですか。

この1のところ、またもしあれば戻っていただいても結構ですけれども、1のところはこれでということできたいと思います。

それでは、次、2のところです。相談支援の充実と権利擁護の推進。ここはいかがでしょうか。ここは、新しいのは7の基幹相談支援センターの運営、それから、10の地域福祉コーディネーター配置による小地域福祉活動の推進。先ほど基幹相談支援センターに関しては別紙の資料で説明がありましたので、何かご質問等があればと思います。いかがでしょうか。

地域福祉コーディネーターというのは具体的にどういう活動をし、あるいは、どういう人が担うということなのでしょう。

**障害福祉課長：**これは、現在も社会福祉協議会で行っているものということで、昨年度まで1カ所、地域は4地域で分かれています。警察署と同じ地域ですけど、その中で、今年度、今は2カ所目に入っているということなんですが、これは、いろんな制度のすき間を調整するようなイメージといいますか、大きく制度はあるわけなんですが、地元に入っていくと必ずしも高齢者施策だけではない。都市の部分、ご近所づき合いもあったりとか、いろんなものがあるわけなんですが、それをちょうどうまく調整していくような仕組みということで、これは今、社協のほうで進めているものでございます。

**高山部会長：**ここでお聞きしたいのは、柴崎委員、これは、民生委員の方と地域福祉コーディネーターは、何かリンクするところもありますよね。何かあるのでしょうか。

**柴崎委員：**私の所属している地区にはまだこれが入っていないんです。他地区でやっているのを見ますと、直接大きくはリンクしていませんが、何かあったときには民生委員に相談を掛けてもらって一緒に解決するというような形で今やっております。

**佐藤委員：**佐藤です。

私がこの社協の小地域さわやかネットワークの委員として入っております。それで、今年はひきこもりというんですか、そういうものを課題に、どういうふうにしてそういう人たちを、ひきこもりをなくすかという課題を持って、ことしは検討課題としております。

**高山部会長：**佐藤委員はコーディネーターなんですか。

**佐藤委員：**コーディネーターではないですが、委員として。

**高山部会長：**その運営委員ですね。

**佐藤委員：**民生委員の方もかなり入ってらっしゃいますし、それから、あせび会からも出していますし、それから、老人ホームのコーディネーターの方もいらっしゃいますので、いろんな方がいらしてお話し合いをしております。

**高山部会長：**本当にここはもっともっとネットワークを強化していただくような形が求められますね。小地域さわやかネットワークというんですか。わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。基幹相談支援センターに関しては何かございますか。

**柴崎委員：**相談支援センターは、今のところは区内に一つつくられる予定でしょうか。一つですか。

**障害福祉課長：**はい。

**高山部会長：**2のところ、よろしいですか。

**古市委員：**連絡協議会の古市です。

基幹相談支援センターのイメージというところで、新しい事業というところなので、まだこれからだと思うんですけれども、これは、対象は小さいお子さんから高齢者の方までということだと思うんですね。子育て世代におきましては、相談というのがいきなり福祉障害福祉課に行くかどうかはわかりませんが、子育て支援のほうに相談に行かれる方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども、そういった場合に、ここに書いてある相談支援事業者への専門的指導とか助言ができる方がここにはいらっしゃるということによろしいですか。

**障害福祉課長：**対象としては全てを含みますし、三障害プラス場合によっては難病もということになりますし、専門的な指導、助言ができる人材をそろえるという方向でやりたいと思っております。ただ、お子さんについては多分、ご指摘のように、どちらかというと児童発達支援センターというあたりのほうが最初は入りやすいでしょうし、それが中心になるかと思われま。

**古市委員：**そうしますと、その連携等はおそらくやっていただけるのだろうと思いますし、私どもが相談に行ったときに、こっちの児童発達支援センターのほうにもワンストップ対応というところで書いていらっしゃるんですけども、その場で全てが対応してくださるのは難しいと思うんですけれども、やはり適切なのか、保護者が望む何らかの支援にすぐつなげていただけるようにご配慮いただくとありがたいなと思います。

**高山部会長：**これも拠点になるわけですね。ですから、ここで全てというか、ここからネットワークをつくっていくとか、あるいは、それぞれの事業所やそれぞれの相談支援事業所に対してスーパーバイザー的な機能を持つとか、ここを中心に多分展開されていくということになるかと思えますね。ですから、ここはどういう方々が来るのかはよくわかりませんが、この人たちに期待するわけですね。ということは当然ですね。

**古市委員：**連絡協議会の古市です。

1点言い忘れましたけど、これは、場所に行かなければ相談ができないというわけではなく、例えば、訪問してくださるとか、そういうことまでも、まだこれからかもしれませんけれども、そういうスーパーバイザーのような方が家庭訪問という形で来てくださるとか、そういうことも含めてこれから事業展開されるということによろしいでしょうか。

**障害福祉課長：**相談の方法とすれば、訪問も含めてということになりますし、ここで全てというよりも、例えば、必要なところにつなげていく。例えば、障害の方と高齢の方が、1回目の柴崎委員のご指摘にもありましたけれども、そういうケースも結構多くなっておりまして、そういうときに、障害の部分できちんと専門性のある対応、そして、高齢のほうとは、今、高齢者安心相談センターがありますが、そこと一番関係するところとの連携をちゃんととっていくということで連携できる。そして、専門性を自分のところできちんと守る。そういったところの機能でいくということになります。当然、相談は訪問も考えます。

**高山部会長：**よろしいですか。

同じページの3のところはいかがでしょうか。障害者が当たり前に働ける、就労支援のところですか。これは、2の3の就労者への余暇支援、それから、3の福祉施設等での就労支援ですね。5の障害者施設優先調達法基本方針に基づいた物品の調達であるとか、日中活動系サービス施設の整備ということですね。これが新しく加わっています。

就労系です。どうですか。清野委員、いかがですか。

**清野委員：**就労移行支援事業所リバーサルの清野です。

余暇支援のところ、うちも、就労移行で就職した方が、うちは土曜日もやっているんですけど、休みの日、暇なので遊びに行っていていいですかみたいなOG、OBがいるので、そういうものがあるといいかなと思います。

**高山部会長：**就労そのものよりも、仕事をしていないときの日中活動、日中活動と言ったらおかしいですけど、余暇というか、お休みのときですよ。これのところの支援がやっぱり必要なんですよ。ここはどういうふうに考えていたらいいか。ありますか。

**障害福祉課長：**就労に関して、もちろん、会社にいらっしゃる時間帯の支援は基本、会社がなさるんですが、生活自身が安定していないと、なかなか朝出てこれなかったりとか、そういったこともあって、余暇支援という形で書いてありますが、基本的に、仕事以外の生活がきちんと安定し、楽しみもあるということがきちんとした仕事にもつながるといようなことで、重視しているということです。

どちらかという、余暇支援プラス生活支援みたいな、そういうことになるかと思いますが、仕事も含めた充実した生活を支援するという形かと思います。

**高山部会長：**ほかには。

**山口委員：**今の余暇支援のところ、どういう方たちを担い手として考えていらっしゃるのか。成人になってくると、個々の好みとか、支援してくれる方との相性とか、その場の雰囲気とか、多人数がいい方とか、個別対応がいい方とか、いろいろニーズが多様化してくるので、どういう形での支援を考えていらっしゃるのかをちょっとお聞きしたいです。

**障害福祉課長：**今は、当面は就労支援センターを中心にと考えているところで、現在もたまり場ですとかをやっているところなんですけど、山口委員がおっしゃったように、多分、そういった集団的なゲームだとかが好きな方もいらっしゃれば、もっと違ったものを希望される方もいらっしゃるのだろうというところで、ここのバリエーションや時間設定とかは、もう少しいろんな形があってもいいだろうと思っているのと、今はこちらが設定したものに参加していただく。しかしながら、これは少しずつ自分たちでも考えられるものにしていくとか。確かに、担い手のほうも、実は今、具体的にということではないのですが、今回、就労支援センターの委託に当たっては、その部分の提案も受けたいと思っているところですけども、形としてはいろんな形があるだろうと思います。おっしゃるとおりに、いろんな方にとって、自分の居場所が見つけれられる余暇というふうに発想したいと思います。

**高山部会長：**これは、いつも江澤委員が言っているように、コミュニティフレンドなんですね。要するに、お友達ですよ。この制度はカナダにありますけれども、スウェーデンでのコンタクトパーソンはお友達なんですね。要するに、いろんな企画をする、そこに集まってくるということのイベント的なものがありますけれども、日常的なお友達

的なところの関係性の居場所というのは絶対必要なんですね。これが日本にはまだまだないんですよ。地域生活をするときにそれが大切なので、それで、文京区は大学がたくさんあるということだとか、いろんな可能性があると思いますので、これはどういうふうに。これは、就労支援ということよりも、むしろ生活全般のところには位置づけながらつくっていくことが必要なのかなというふうに思っています。ですから、余暇支援というところから、そういうことも含めて、何かを考えていくということは十分あり得ると思います。

どうぞ。

**古市委員：**連絡協議会の古市です。

余暇支援について、私たちも、まだ子どもですけれども、将来大人になったときというところで、よく話題に上がるんですね。文京区はいろいろ施設がありますので、一つ提案ですけれども、スポーツセンターとかがスポーツ振興課なんかと例えば連携をとって、そういった方々が使えるような、日常的に継続的に使えるようなスポーツ余暇なんかも計画していただくとありがたいなと思います。

**高山部会長：**ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

この施設の優先調達というのは、余り知らない方もおられると思いますが、具体的にどんなイメージなんですか。

**障害福祉課長：**これは、国としましても、障害者の方の多分就労の機関がつくっているもの、そういったものを優先的に調達してくださいという方針なんですね。それを国もつくっていますので、自治体でもつくっていこうという。つくるだけじゃなく、実際のところ、実績をどう上げていくかとなると、これだったら利用してもいいと。それは役務というか、実際にやる仕事でもいいし、つくったものでもいいのですが、買っただく。あるいは、業務委託的に頼んでもいい。そういった障害者の方がかかわるものについて利用していただくことを勧めるものです。ただ、これをまずつくりたいということは一つあるんですが、具体的にはそれを勧めるための手だて。これは結構工夫が要るところかと思っております。

**佐藤委員：**佐藤です。

就労機会の拡大を載せていただいたのは、とてもいいなと思いますのは、区の業務における就労機会の拡大とか、それから、地域雇用開拓の促進などは私たちが今まで大変望んでいたところですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

**天野委員：**文心連の天野です。

4の福祉的就労の充実ということは、例えば、この中に視覚障害者が働ける、あるいは、視覚障害者の仕事をサポートするようなものも含まれるというふうな認識でよろしいでしょうか。

**障害福祉課長：**すみません。これは、実は、これまで福祉施設等での仕事の確保という、就労継続支援B型等での就労のやり方をこういうふうに変えたということで名称を変更したものなんです。ですので、今ご指摘のものではないんですが、ただ、そういった視点のものをどこかに入れていくことは必要かと思えます。4番の福祉的就労自身の意味は、名称変更による変更という形になります。

**天野委員：**前回もお話しいたしましたが、視覚障害者のあんま、はり、きゅうの者たちについて、資質の向上等を目的とした試みをお願いしたいというふうに思います。

この中の就労の一部ということで、この場合、視覚障害者の人たちに対する就労と同じような形でお考えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

**障害福祉課長：**あんま、はり、きゅうの資質の向上ということの支援ということでしょうか。例えば、具体的な中身とかをもう少し教えていただければありがたいです。

**天野委員：**イメージとしましては、福祉の店が今、真砂市場の中にありますけれども、真砂市場とは言わないのかな。あのような形で場所を提供していただくということと、それから、その中で、あんま、はり、きゅうの資質の向上のために必要なスタッフと、あるいは、身だしなみとか立ち振る舞いについての指導をしてくださるスタッフがいるようなスペースというような、そこで何人かの方たちがあんま、はり、きゅうの施術をし、低料金でそれを受けられるというような、健康支援センターでしたか。というような、企業なんかによくありますが、そのようなイメージを私は持っております。

**障害福祉課長：**なるほどという感じのアイデアかと思います。それはどういった形で実現が可能なのか、検討させていただければと思います。今、この中でどういうふうに扱うかはあるんですが、今伺った段階でなるほどという感じがございますので、急に来年度に実現というのは今すぐには難しいものもありますが、一つのアイデアとして受けとめさせていただきます。

**高山部会長：**いろんな可能性がありますよね。大企業なんかは、あんま、はり、きゅうの視覚障害の方を雇用しちゃうんですね。そうすると、障害者の雇用率も上がると。そして、従業員の福利厚生にを使って、500円ぐらいでマッサージを受けられるみたいな形が日常的にあるんですね。そういういろいろな工夫ですよ。

**天野委員：**そのようなところに就職するために、いろいろな資質を上げていくとか、あるいは、立ち振る舞いの問題ですとかということを学ぶような場所が欲しいなというふうに考えております。

**高山部会長：**わかりました。基本的には専門職に位置づけられておりますので、その団体がどういうふうにやっぱり考えていくのかということも一つあると思いますけれども、どういう連携がとれるかということはいろいろと可能性があるかもしれませんね。ありがとうございます。

立ち振る舞いとか、そういうのはニーズがあるわけですね。

**天野委員：**わからないですね、私たちは。言葉で説明するのは難しいらしいんですけど、わからないですね。

**高山部会長：**いかがでしょうか。2の相談支援の充実と権利擁護の推進、それから、3の障害者が当たり前で働ける就労支援。この二つですが、今、ご意見も出ましたけれども、この体系というか、この枠組みでということを進めてよろしいでしょうか。

では、次に行きたいと思います。

4の子どもの育ちと家庭の安心への支援。

ここも、3の2、3、それから、4の7、5の5、6、7、8ですね。これが新しく加わっています。意見をお願いします。

**古市委員：**古市です。

先ほど、一番最初のほうに申し上げましたように、この項目の中に、いわゆる子ども・子育ての一般施策の項目を入れていくということで、障害のあるお子さんを育てる中で、どんなニーズがあって、どれだけ量が必要なのかということが重視されてくるのかなと思っております。

ちょっと細かいことなんですけれども、4番の学齢期の支援の3です。育成室への障害児受入という事業があるんですが、ここは、ほかの上の保育園障害児保育とか、幼稚園特別保育とかとあるんですけども、ここだけ何か「受入」という、ちょっと違和感のある言葉を使っているから、例えば、提案ですが、「育成室での」とか、「育成室障害児保育」という形の項目にさせていただくと、本当に細かいことなんですけど、保護者としては受け入れられているのかなというところで、ちょっと卑屈に思うようなところがありますので、言葉の問題ですが、検討いただければと思います。

あと、例えば、早期発見、早期療育と一番目にありまして、乳児の健診等で、そういう障害かもしれないというお子さんを必要機関につなげていただくことは大変ありがたいんですけども、例えば、福祉センターを利用することによって、今、既存の保育園に通っているお子さんが保育園を利用しにくくならないような、そういう対応をお願いしたいなと思っております。

例えば、今、福祉センターの保育の時間帯が10時から2時なんです。しかしながら、保育園に通っている方は朝8時半ぐらいから預けまして、夕方6時ぐらいまで保育で見ていただいている。就労しているお母さん方が、10時、2時の療育にはとても通えないという現実がありまして、そこで諦めてしまう、行けなかったという、そういう気持ちを持って。ただ、頑張っただけで半休を取って、10時に送って行って、その後、福祉センターから保育というのはバスで送っていただけるような制度になっていると思いますけれども、ちょうどその2時というのはお昼寝の時間で、子どもたちにとってはなかなかそこに入りにくいような現状になっております。そうであるならば、福祉センターで8時半から6時ぐらいまで、児童発達支援事業の中で預かりしていただければということが可能であれば、お母さんたちはその日は療育の日だと安心して連れていけるのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**福祉センター所長：**福祉センターの福澤でございます。

療育の時間についてのことですけれども、一応、保育と療育というところで役割分担をして、今、文京区では、保育については保育園でということで、福祉センターの時間帯を、今おっしゃったような10時から14時というような通園の時間設定をしているものでございます。今後、ますます保育園との連携を図って、療育も保育も受けやすいような形を、今後また検討していきたいというふうには思っているところでございますが、今現在のところでは、保育と療育とそれぞれの役割分担ということで、こういったような時間設定をしているところでございます。また、今後、さまざまな角度から、そういったご要望等について検討していきたいというふうに思っております。

**古市委員：**ありがとうございます。

何かしら10時から2時でないといけないというような何か決まりとございますか、そういう制度があるのでしょうか。

**福祉センター所長：**特にそういったことはないのですけれども、確かに、例えば8時から

福祉センターで受け入れる。夕方も5時、6時までというようなことになると、やっぱりそれなりの人員体制ですとか、施設の面でも考えていかなければいけないという面もございますので、そういった中で、今現在は保育をするという部分は保育園に任せてというようなところでやっているところでございます。今後、そういった面も検討した上で考えていきたいというふうに思います。

**古市委員：**ありがとうございます。障害児支援というのは、個の育ちを支援するというのは当然なんですけれども、兄弟を含め家族支援もあると。それについてもやっぱり支援をしていかなければいけないという目線に立っていろんな施策を立てていただけると、大変ありがたいなと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

**高山部会長：**そういう意味では、児童発達支援センターの事業というのは、そこら辺のところと連動してきたところもあるんですがね。

ほかにはいかがでしょうか。

**佐久間委員：**教えていただきたいのですが、皆さんご存じのことかと思うのですが、中項目4の4のバリアフリーパートナーというのはどういうものか。教えていただければ。

**高山部会長：**バリアフリーパートナーの71ページに一応書いてございますが。

**佐久間委員：**ありますか。すみません。

**高山部会長：**バリアフリーパートナー。71ページに書いてあります。ちょっと読みます。

心身の発達におくれがあるなど、学校教育の場で特別な支援を必要とする子どもたちが、その持てる力を高め、学習上の困難を改善または克服できるようにサポートする学校ボランティアと。今も活動されていますよね。実は、僕のゼミの学生がある時期、1年間、バリアフリーパートナーで、マンツーマンで生徒さんたちについてというか、かかわって、すごくいい関係性ができたということがあります。そんなイメージです。どれぐらいやっているんですか。

**障害福祉課長：**残念ながら北島課長が今日は欠席なので、細かいところをご説明できませんが、今、先生がお話しされたように、個別のお子さんにつく形で学校内の生活をサポートするボランティアになります。

**高山部会長：**教室の中に入って、一緒にマンツーマンでいたり、支援したりしているという、そんなイメージなんですね。

**佐久間委員：**それは、特別に学校教職員とか職員ではなくて、外部のボランティアの人が参加するという。

**高山部会長：**これは全部の学校でやっていなくて、ある特定の学校でしかやっていないんじゃないかったですか。何かそんなイメージがありましたけど。

バリアフリーパートナー、運営と書いてありますね。これのところも。

**天野委員：**NP0か何かに委託したのですか。

**高山部会長：**そうですね、NP0に委託をしてやっておられたような気がします。ここに書いてありますように、レベルアップを図るとともに、円滑な運営が可能な大学等と連携として、人材確保、交流に努めるということで、ここに実績が書いてありますね。73ページです。区立の幼稚園9園、区立の小学校15校、それから、区立の中学校9校、これは22年度末の話ですね。

**障害福祉課長：**あとは、前回の資料の中の事業実績の中に幾らか細かいものが出ており

ます。

もしもお持ちであればなんですが、25年度の成果としては、幼稚園で10園、小学校で15校、中学校で1校、合計で26校です。

筑波大附属の大塚特別支援学校の専門家等講師に研修を行ったという形でボランティア育成をして、NPOのコーディネーターが学校との調整を行って、実際の現場でのバリアフリーパートナー活動を援助するというような形をやっているという説明が入っております。

**高山部会長：** そうなんです。これは、大学生はすごくいいと思うのですが、卒業してしまうんです。そこで切れてしまうということがあって、これがちょっと現状一つの課題点になっているということは前から指摘されているところです。ですから、その工夫も必要になってくると思います。

**古市委員：** 連絡協議会の古市です。

配付資料の文京区の障害者実態調査というアンケートの中に、この概要の中には入っていないんですけれども、問20というところがありまして、その結果が、子育ての感じ方ということで、「あなたはつらいと思いますか」というような問いのところで、年齢別で結果が出ているんですね。

それを見てもみますと、皆さんのお手元にないので、私が読み上げますけれども、こちらの事業の報告では23.6%という全体の平均が出ているんですが、6歳から8歳が、22.2%が「つらい」と感じていて、9歳から11歳が15.0%なんです。

ところが、12歳から14歳に、中学校年齢に上がってきますと、親御さんがつらいと感じるパーセンテージ数が33.3%。さらに、15歳以上になると44.4%という数字にはね上がっていきます。

これは何を意味しているのかなと数字を読み解いたときに、小学校までは育成室がありますので、親御さんたちが、就労に関してもそうですし、自分の時間を持てる時間があるんですけれども、中学校以降になりますと育成室がなくなってしまうというところで、今、クラブ・すてっぷ、JOYでしょうか、そちらのほうで対応していただいておりますが、定員12名というところで、福祉センターができれば20名というところで、これもやはりニーズ調査が必要でありますし、これだけ高い数字でつらいということは、通常の子育てでしたら、中学校ぐらいになりますと一段落といいますか、お母さんたちも一段落したなというような感じがあるんですけれども、逆に、預ける場所がないというところで、ご自分の生活も安定しない。子どもたち自身も安定しないという現状が今あるということ、当然認識していただいているとは思いますが、その対応がまだまだ不足しているというところで感じますので、その対応を。こちらのほうの学齢期の支援の中項目4の中の、これは育成室ではなくて、どこに入りますか。放課後等デイサービスでしょうか。ここに入ってくるのかなとは思いますが、どうでしょうか。ここに入りますでしょうか。

**障害福祉課長：** 放課後に関するサポートについてはそうです。

**古市委員：** 星印がついているというのは何でしたか。

**障害福祉課長：** 先ほどの基本指針という形で、国のほうから経過を把握していただきたいという対象になっているということです。

**古市委員：**しかしながら、放課後等デイサービスというのは登録制でありまして、決まった方が固定で使っていらっしゃるというイメージ。私の息子も使っているんですけども、固定の方が優先的に入るといことになりますので、登録されていない方、あるいは、スポット的に使いたい方というのは、なかなかそこが安定しないというところですので、そこを漏れてしまう方の対応というのは必要なのかなと思っております。

**高山部会長：**中学、あるいは、それ以上になってきたときには、また新たな課題というか、問題が出てきますよね。そここのところが具体的にはないのですか。そこを受けとめるところがということですか。

**障害福祉課長：**これまで、実は、項目の中に、障害のある中高生の居場所事業というものがありました。それが全て放課後等デイに法内化しなさいということなので、来年度以降は居場所対策事業ではなくなってしまう。そして、今回は法内化で放課後等デイ。法内化ということは、これまでの調整とちょっと違ってくるものは、支給決定という形で、どちらかというといまわり園のようなイメージで、年間何曜日みたいなイメージになるのだろうと。こちらもこれから区のほうも詰めなきやいけないのですが、ご利用いただける利用イメージがどうなるのか。支給料がどれぐらいあるのか。反対に決まってしまうと、スポット的に使いたい方はどういうふうに使えるのか。そのことも含めて、どういった調整が必要なのかということがありますが、いずれにしても、伺っていて、就労しながら、障害のあるお子さんも育てていらっしゃる場合に、6年生までは固定的に預ける場所があるのにもかかわらず、その後、やはり何らかのサポートが要るお子さんに対してのきちんとした場所がないということの問題が結構大きく出てきているのかなというところ。それが放課後等デイだけでカバーできるのか。何か違った仕組みが要るのか。そのあたりが検討課題になるのかなと思います。

**古市委員：**すみません。ありがとうございます。

あと、中高生もそうなんですけれども、保育園の預かりです。こちらのほうは、保育所等の障害児保育という項目で実績等も、前回配付資料の42ページになると思いますが、保育園障害児保育というところで、いろんな保育園が障害児対策をしてくださっているというところで、幼稚園も特別保育というところであるんですけども、ただ、先ほど申し上げたように、幼稚園、保育園で延長保育とか一時預かりとか、そういう名目ももちろんあるんですが、そこで漏れてしまう。実態を言いますと、例えば、延長保育をしたいと言いましても、障害のある方はちょっとご遠慮くださいと言われてたり、あと、一時預かりをしたいと言っても、人手がないので、みんなは3時間以上預かってくれるのに1時間だけとか、そのような実態があるようです。各保育園、幼稚園に通っているお母さん方に聞きますと、やはり、放課後の延長保育はしづらい。一時預かりが言いにくい。また、言える雰囲気ではないという形で声が上がってきておりますので、できるだけ、ここの中にも一時預かりだとか、例えば、短期保護事業もこの中に入れていただいで、障害のあるお子さんが幼稚園、保育園、また、学校、育成に通っていない方もどこで放課後等を過ごすのかということも事業計画の中に入れていただく。ただ、それもいっぱいいっぱいになってくると思うんです、ニーズが多過ぎて。そうしますと、やはり、通常の幼稚園、保育園の預かりのところを持っていく。そして、小学校のほうも放課後全児童事業のほうに、障害があってもなくても一緒に過ごせるような場所づく

りというものが必要になってくるのだろうと思います。いかがでしょうか。

**保育課長：**保育課長の新名と申します。

区立保育園の話になりますけども、区立保育園の障害児保育という形になりますと、今、福祉センターとも連携をいたしまして、児童は一人一人発達の状態が違うということで、個別の指導計画を立てて、きめ細かい保育を行っているところまでございまして、現在は、直近のデータで言いますと、区立保育園は今18園ありますけども、その中で要配慮児保育という形で、今言ったような個別支援計画をつくって保育をしている方が今23名いらっしゃいます。そのうち、延長保育を利用している方が今は2名なんですけれども、特に要配慮児だからといって延長保育が使えないということではなくて、ニーズがこの2名しかないというふうに私どもは確認してございます。当然、障害児だから人的配置が必要だということになった場合には、今言った個別指導計画をつくる中で、必要に応じて非常勤の加配等も行っておりますので、そういった形で今後福祉センターと連携をして、保育園でも要配慮保育という形で充実していきたいというふうに考えてございます。

**秋田谷委員：**文京福祉センター幼児部父母会の秋田谷と申します。

今お聞きいたしまして、18園中要配慮児が23名、うち2名が延長保育を希望されている方がいらっしゃるというお話だったんですけども、それ以外は特に要望がないというお話だったのですが、多分、この中の1名は私の子どもかと思うんですけど、入園するときに、まず最初に、園長先生のほうから、延長保育は利用されませんよねという感じのことをおっしゃられて、それ以降、そういったお話とかも特になく、利用されないことが当たり前というか、そういったことは、たとえ急なことであっても、やはり人員等の関係でちょっと難しいのであろうというこちらの配慮が必要で、言い出しにくいというか、言い出せないような状況で、ほかの福祉センターのお母様たちに聞いても、やはり断られるか、そういったことは言い出せない状況になっているということで、やはり、そういったところが保育園、幼稚園等でもなかなか受け入れることが難しい園の状況等もあると思いますが、もともと23名のうち2名利用されているということで、あとの21名さんは、恐らく本当に利用する気がないわけではなく、利用したくてもできないような状況だと思うんですけども、やはり、そういったところを支援していただけるような、計画の中にそういった声を入れていただけると助かると思うんですが。

**保育課長：**保育課長の新名と申します。

今の延長保育、私の説明が悪かったかもしれませんが、そもそも延長保育というのは、各園で通常の延長保育の定員が大体22名と決まっていて、スポットが今は6名という形で決まっていて、ご案内のように、待機児童も非常に多いという状況の中で、延長保育自体もかなり待機で待っている方がいらっしゃって、もしかすると、待機の枠の中で入れないという実態はあるかもしれませんが、障害があることによって、相談しづらいという状況は、こちらとしてもできるだけ改善していきたいというふうに思いますが、障害があることによって利用できないというふうにはならないので、もしそういうことであれば、もう一度その辺は、当然こちらのほうからも各園長に徹底をいたしますので、もう一度ご相談いただければというふうに思います。

**高山部会長：**新名課長、よろしくお願いたします。

いかがでしょうか。

**古市委員：**古市です。

先ほどの園長先生の対応とか、例えば、先生の対応によって、かなり差別的な発言をするような先生もまだまだいらっしゃるというような、私もそうですけれども、やはりいらっしゃるんですね、実際は。そういったときに、そういうことをしないようにという指導を区のほうからもしていただきたいと思いますし、障害があってもなくても子育てという部分で同じであるという視点に立って先生方にも配慮いただきたいと思いますところは、本当にご指導いただかないと。結構普通におっしゃるんですよ、障害があるからという形で。その辺は、私たちは言い返せない方がほとんどですので、ぜひ区のほうから指導を徹底していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**高山部会長：**ほかにはよろしいですか。いかがでしょうか。

4のところはなかなか難しい。難しいというか、重要なところですが、子どもに対する支援、家族に対する支援と、それから、子どもたちは成長していきますから、そのライフステージごとの支援ということで、いろんな複合的な要素を考えなければいけないということなので、小項目のところは縦割りになってしまうとだめなんですよ、という意味では、ここがうまくネットワークがとれていく。あるいは、継続的に子どもと家族を支援していくみたいなのが打ち出せるといいなという感じですよ、今まで話を聞いていくと。その辺をどういうふうに具体的に落とし込んでいくかということになるかと思いますが、このようにいろいろな意見が出ましたが、とりあえずこのような形でいくということよろしいでしょうか。

最後の5です。ひとにやさしいまちづくりの推進。これもすごく抽象的なところもありますが、これはいかがでしょうか。

**天野委員：**中項目の1のところにはバリアフリー基本構想の策定というものがあまして、それから、中項目3のところには情報バリアフリーガイドラインの策定というのがありますが、これは両方、ぜひ当事者がこの策定にかかわることができるようなシステムにしていきたいというふうに思います。

**高山部会長：**ガイドラインを策定するプロセスの中にですね。

**天野委員：**つまり、障害がある。あるいは、高齢者であるという方たちもそれに携わる形で、それぞれが策定されるようにしていただきたいと思います。

**障害福祉課長：**バリアフリー基本構想につきましては、都市計画部のまちづくりが関係するところで今つくっております。今いただいた意見については、伝えたいと思います。

情報バリアフリーガイドラインは障害福祉課でかかわる予定でおりますので、その際には今のご意見を反映したいと思います。

**高山部会長：**ほかにはいかがでしょうか。

**佐久間委員：**中項目3の情報のバリアフリーの推進なんですが、情報というのは非常に重要で、特に、私のような非当事者というのは、とても情報が不足していて、無知なものが多くて、恥を忍んで、今ここでも無知をさらしているんですけども、非当事者に向けての情報発信というのも力を入れていただきたいと思いますというふうに思っております。

**障害福祉課長：**前回、佐久間委員から、ご欠席だけでもということで、ご意見をいただき、皆様にお伝えしたところですが、どちらかという心バリアフリーの部分に係

るのかなと思うのですが、それも何とかいい形で入らないかと思ったんですが、中身としては、2の1の理解の促進、あるいは、場合によってはイベント的なものでの地域の交流、いずれにしても、心のバリアフリーの中でそれを実現できないかと。本当はもう少しいい表現があればという気もしたのですが、そこの中で考えたいと思います。

**佐久間委員：**佐久間ですけども、イベントも大事だと思うんですが、もっと日常的な情報に触れることで、先ほど委員長がおっしゃったコミュニティフレンドの育成というものにとつなげていきたいと思いますので、そういうもう少し日常的に、常に目に触れるような形をしてほしいと思っております。

こちらに引越して一番感じたのは、スポーツセンターなどに行っても、障害のある方を余りお見受けしないということが私の印象ですので、そういう情報も触れ合うことも、もう少し機会がふえたらなというふうに思っております。

**高山部会長：**ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

**古市委員：**古市です。

中項目5の2の地域に開かれた施設という項目があるんですけども、これは具体的にどのようなものでしょうか。

**障害福祉課長：**こちらは具体的に、今のところは、例えばお祭りですとか、あるいは、何かのイベント的なものになるかもしれませんが、入っていただくような機会をつくる、そういった意味合いになります。

**古市委員：**これは新規規事業ではないんですよね。実際にもうされているのですか。

**高山部会長：**障害者会館とはまた違うんですか。

**障害福祉課長：**今の計画の中の83ページをご覧くださいますと、そこに、今の形では「地域との交流と文化活動の促進」となっておりますが、ここの部分をあえて分けてきたというところがあります。今までも、お祭り等がありますよということもありますが、今回、例えば、新しい福祉センターの中では、喫茶コーナーですとか、障害の方が働いている喫茶をつくるか、形はいろんなパターンがあるかと思うのですが、あるいは、その先には区民センターのところにも障害者の方が基本的に働く区民カフェみたいなものをつくりたいとか、そのようないろんなアイデアの中で進めたいということであえて二つに分けて、今の施設のほうはお祭りですとかそういったもの、あるいは、事業所でやっていく取り組みについて書いたというものです。

**古市委員：**ありがとうございます。

イメージとしていましたのは、確かに、福祉センターとか、福祉の施設の中にあるというのが今までのイメージなんですけども、そこにはなかなか健常の方が足を運ぶかという、なかなかそうはいかないんじゃないかなと思って。例えば、スポーツセンターの中に障害のある方が働いている。別に経営していなくても働いている。ふだん触れ合うところに障害のある方が働いていたりとか、サービスを提供していたりとか、今度でいき上がる新教育センターもそうですけども、若者が集うところ、子どもたちが集うところに高齢者の方が集うスペースがあったりとか、いろんな世代の方とかに、障害の有無にかかわらず利用しやすい仕掛けづくりなんかもあったほうがいいのかなどは思いました。

**佐藤委員：**開かれた施設というふうなことですけども、私どもは千駄木の郷という老人ホームでラウンジをやって、地域の交流を図って、いい関係を持って、精神障害の方とか知的障害の方が働いております。それもすごく皆さんに根づいて、もう14年目になりますので、そういうところがこれからもふえるのではないかと期待しております。

**高山部会長：**いろんな社会資源が文京区にあるわけですから、その仕掛けをつくっていくということは大きいですね。

**古市委員：**大学もいっぱいあるので、大学の中とか、そういうのもいいのかなど。いろいろと制度が違うのでわかりませんが、難しいのかもしれないのですが、やはりそういうところに、障害がある人が障害のところに当然あるべきではなくて、そういうところにどんどん入っていくのがいいのかなと思います。

**高山部会長：**そうですね。ここは、いわゆる福祉というところや障害というところ限定されない形でのいわゆる交流というか、出会いの場とか、そこを強調していくというところだと思いますので、その可能性はあると思いますね。ありがとうございます。

下から、6の自発的活動支援事業は何ですか。何かお金がもらえるんですか、自発的に頑張ると。

**障害福祉課長：**実は、これは、地域生活支援事業という枠組みがありまして、いわゆる福祉サービスとしてなっている事業のほかに、地域の中で工夫してくださいというものがありまして、その地域生活支援事業の項目として今回出てきているものが自発的活動支援事業。中身としましては、ある意味、障害者の方、当事者の方も、そして、ご家族だったり、地域の住民の方でもどなたでもいいのですが、いろんなそういった自発的な取り組みを支援して、共生社会の実現を図るという目的なんですね。それについて国が幾らかお金を出してもいいよという仕組みがあります。

例として出ているのは、ピアサポートだったり、災害対策だったり、孤立防止活動の支援、社会活動の支援、ボランティア活動の支援、そういったことで、目的等も、中身もいろいろ、でも、地域の自発性、そういったものの形です。ただ、これはしっかり項目に出てきましたので、何とか入れようということでここに入ったということになります。

**高山部会長：**ありがとうございます。いろんな可能性がありそうですね。

**柴崎委員：**民生委員の柴崎です。

4の防災・安全対策の充実の中の避難所運営協議会の運営支援とありますが、私も避難所運営協議会の一員ですが、特に支援を受けているような感覚がないんですね。ですので、この計画の80ページを見ると、ここに障害のある方についての記述が全くないので、これはどういうふうに理解したらいいのか、ちょっとわからなかったのですが。

**障害福祉課長：**障害福祉の側面から申し上げますと、障害の方の特性、いろんな障害の方もいらっしゃる中で、避難所にいらっしゃる時に、例えば、聴覚障害の方にしてみれば、音声だけの案内では情報をとり切れないので、きちんと文字情報を。一方で、視覚障害の方にとってはとか、そういう障害に即した対応へのアドバイスであったりとか、障害当事者の方との話し合いの場を持つとか、そういったことも含めての障害対応の側面を考えればいいのかと思います。

**柴崎委員：**今現在、運営協議会をやっていますが、障害者のところまでに進むほど、まだ

充実は全然していません。一般の人をまずどうするか。どうしたらいいかというところでとまっているので、もう少し具体的にこういうことを進めてほしいというのを出していただいたほうが、協議会としてもやりやすいような気がいたします。

**高山部会長：**そうですね。そこはすごく大事なところですね。

これはこの前の大震災で明らかになったことですが、特に自閉症の方で、環境が変わっていくということに関しては不安定になりますから、お母さんは絶対変わらないと決めていますよ。だから、そういう意味では、どういうふうに避難所、あるいは、避難所からまたどこかへ行かなきゃいけないということになったときに、そこは本当に大変なところでありますね。ここからフィードバックしていくということは、今言われたことは大切なことだと思いますので、この計画にそういう形も含めて落とし込んでいくということは大切なことですね。

**佐藤委員：**柴崎委員にお尋ねしますが、この協議会の中に、身体障害者の代表だとか、そういう方はいらっしゃるのでしょうか。

**柴崎委員：**各学校ごとに協議会の委員が選定されていますが、障害のある方は、今のところいらっしゃらないです。民生委員と学校の校長、それから、PTAと、学校に所属する町会の関係の方だけなので、障害の方がどなたも協議会の中にはいないので、その辺もちょっと問題ではないかとは思いますが。

**佐藤委員：**やはり、障害のある方が、ご本人が入ったり、保護者が入ったりしながら、ということが避難所では必要であるかということも議題の中に入れていただかないと、避難所の運営については問題が起こると思いますので、ぜひその中に障害者本人とか、そういう方を入れていただきたいと思えます。

**障害福祉課長：**そのあたりは、防災課とも思いますが、一方で、今回の実態調査を見ますと、障害によって、災害時に関する不安に思うところがすごく違ったりするんです。ですので、障害の方という、どういう代表制で入ってくるかということがあるので、場合によってはもっと大きな形で、各障害の方をお持ちの団体さんですとかと、防災関係のほうと、具体的に障害特性を合わせた対応の話をした上で全体におろすような形のほうが、細かいところが詰められるのかなという感じがします。いずれにしても、ちょっと工夫が要るところだと思います。

**高山部会長：**そうですね。工夫が必要ですね。

**佐藤委員：**せめて本人の方たちでも構いませんので、私たちは、自閉症もいたり、いろんな障害の知的障害がありますので、一概にくくりにはできません。ですけれども、その中で問題に今なっているのは、自閉のお子さんが特に多いと思えますが、そういう方たちの保護者を突然入れるということが困難であるならば、やはり当事者の方を入れていただいて、その協議会の中でニーズを諮っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**高山部会長：**私はこう思います。まだこの運営協議会の中で当事者とかというレベルではないと思えますので、むしろ、障害の分野の中で、きちんとそういうことを把握して、そして意見をきちんと聴取して持っていく。

例えば、思いつきで申しわけないですが、自立支援協議会の権利擁護部会あたりにそういうことをきちんと議論していただくようなことも可能性があると思えますので、そ

それぞれの障害によって、そういう災害時にどういうふうに対応が必要なのかということをお我々のほうからフィードバックしていくようなことをしっかりとまとめておかないといけないし、一人の委員に全部それを託せないわけですね。ですから、そこがまず必要になってくるのかなと思いましたが、そこら辺のところも別途考えていくということになるのではないかと思いますので、それぞれのところの方々の意見も聞かせていただきたいなと思っています。

5のところはいかがでしょうか。これでいきたいと思っておりますけども。

今日はさまざまな意見や宿題等もいただきましたので、また皆さんの意見を集約した形でこれに反映させる形で、次回は、具体的な体系がこれで確定していくということを決めて、具体的に計画を協議していくということになると思いますが、よろしいでしょうか。

**障害福祉課長：**次回ですが、今お話しのような形で、小項目ごとに内容を詰めて書き込んだものをお示ししたいと思っております。

**山口委員：**山口です。

配られた資料の別紙2のところに目標値の設定についてという内容の資料があるんですが、素朴な疑問で、どういう根拠でこの数値が出てきたということがわからないので、次回のときにはそういうことをお話しいただきたいと思います。

**高山部会長：**数値の根拠ですね。

**障害福祉課長：**参考資料の部分がなかなかご説明できなくて、申し訳ありません。

先ほど参考資料でお示したのは、国の基本指針の部分です。先ほどの、大きな方針が四つありますということでありました。

次回、この4点についての扱いもお諮りしたいのですが、今回の目標値の設定については、これは国が示しているものということです。ただ、これは絶対というよりも、これを一つの基本にして、区としてどう判断していくかということで、一応国の目標値というふうに捉えていただければと思います。

追加でご報告したいことがございます。よろしいでしょうか。

委員の資料の扱いですが、前回の会議では天野委員から資料の提供がありまして、できるだけ委員会としましても、委員の皆様からの資料提供等のお話がありましたらば、議論を進めるに当たって有効なものについてはできるだけと思っております。

ただ、資料について、地域福祉推進協議会の中の扱いがどうもばらばらのようでしたので、それを今、全体として調整しておりますので、何らかのこういったルールですということのお示しができればと思っております。また、ご報告申し上げます。

次回の日程は9月16日（火曜日）、時間は今日と同じでよろしいでしょうか。9月16日の10時から、場所は追ってご連絡申し上げます。

以上です。

**高山部会長：**以上でよろしいですか。

事務局は特にないですか。

**障害福祉課長：**配付の資料、カラーのチラシをご覧ください。

障害者歯科診療、歯科検診のご案内という情報提供をもらっています。健康推進課で進めているものということです。こちらは毎週土曜日、小石川歯科医師会、文京歯科医

師会さん共同で、この目的で行いますということです。対象となられる方については、下の説明にあるとおりということです。

また、本日、1階でハートフル工房をやっておりますので、お帰りの際、もしよろしければお立ち寄りください。

**高山部会長：**以上でございますね。

それでは、今日もいろいろありがとうございました。これで第3回の障害者部会を終わります。

以上